

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教委訓令第2号

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程（昭和62年四日市市教委訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育監の専決する事項は、市専決規程別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 学校教育課、人権・同和教育課、<u>教育推進課及び育ち支援課</u>の事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別表（第4条関係）課長等専決事項</p> <p>教育総務課長 (略)</p> <p>教育施設課長 (略)</p> <p>学校教育課長 (略)</p> <p>博物館副館長 (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育監の専決する事項は、市専決規程別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 学校教育課、<u>指導課</u>、人権・同和教育課及び<u>教育支援課</u>の事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別表（第4条関係）課長等専決事項</p> <p>教育総務課長 (略)</p> <p>教育施設課長 (略)</p> <p>学校教育課長 (略)</p> <p>博物館副館長 (略)</p> <p><u>指導課長</u></p> <p>(1) <u>簡易な学校行事の届出の処理</u></p> <p>(2) <u>泊を伴わない校外活動の届出の</u></p>

人権・同和教育課長 (略)

教育推進課長

- (1) 簡易な学校行事の届出の処理
- (2) 泊を伴わない校外活動の届出の
受理
- (3) 準教科書に関する承認
- (4) 補助教材の届出の処理
- (5) 教育関係職員に対する研修会の
開催及び研修派遣に関すること。
- (6) 教育情報及び研究資料の刊行、
収集、利用及び普及に関すること
- 。—
- (7) 施設の管理に関すること。

育ち支援課長

- (1) 生徒指導に係る指導助言、調査
及び相談業務に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の適応指導に関
すること。
- (3) 登校サポートセンターの管理に
関すること。

図書館長 (略)

受理

(3) 準教科書に関する承認

(4) 補助教材の届出の処理

人権・同和教育課長 (略)

教育支援課長

- (1) 教育関係職員に対する研修会の
開催及び研修派遣に関すること。
- (2) 教育情報及び研究資料の刊行、
収集、利用及び普及に関すること
- 。—
- (3) 施設の管理に関すること。

図書館長 (略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)